

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年6月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600841号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700037号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成12年9月1日から平成17年4月6日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成12年9月から平成13年8月までは15万円を17万円、同年9月は15万円を18万円、同年10月から平成14年9月までは16万円を18万円、同年10月から平成15年3月までは17万円を18万円、同年4月から平成17年3月までは17万円を22万円とする。

平成12年9月から平成17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年9月から平成17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月1日から平成17年4月6日まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額より低く記録されている。給料支払明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年9月1日から平成17年4月6日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成12年9月1日から平成17年4月6日までの期間に係る請求者の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成12年9月から平成13年8月までは17万円、同年9月から平成15年3月までは18万円、同年4月から平成17年3月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成12年9月1日から平成17年4月6日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、

請求者の当該期間に係る届出及び保険料納付を行ったか否か不明と回答しているものの、当該期間について、請求者から提出された給料支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、当該期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600832号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700038号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を44万円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

請求期間にA社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がない。

請求期間について、賞与の明細書及び賞与振込口座の入出金明細書を提出するので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与に係る明細書及び普通預金口座の普通預金元帳により、請求者が、請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600723号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700012号

第1 結論

昭和38年10月から昭和48年3月までの請求期間、昭和49年10月から昭和50年3月までの請求期間、昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間、昭和53年4月から昭和57年3月までの請求期間、昭和58年4月から昭和59年3月までの請求期間及び昭和60年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年10月から昭和48年3月まで
② 昭和49年10月から昭和50年3月まで
③ 昭和51年4月から昭和52年3月まで
④ 昭和53年4月から昭和57年3月まで
⑤ 昭和58年4月から昭和59年3月まで
⑥ 昭和60年4月

請求期間①について、昭和38年10月に結婚して間もない頃、近所に住んでいた集金人に「夫がサラリーマンでも、国民年金に加入して国民年金保険料を納付した方が得だ。」と聞いたので、国民年金に任意加入した。当該期間の国民年金保険料は、最初の2回ぐらいは、約1年分をまとめて当該集金人に納付し、その後の分については具体的に覚えていないが、当該集金人が来るたびに納付すべき月分を納付していたので、未納期間は無いと思う。

請求期間②から⑥までについて、当該期間の国民年金保険料は、自営業を営んでいた夫が、自宅兼工場で、加入した時とは違う集金人に納付していた。A県B市役所に行って納付することもあったと思うが、夫は、夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付してくれていた。

請求期間①から⑥までについて、納付した国民年金保険料の記録が無いことに納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「昭和38年10月頃に自身のみが国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和48年6月18日に請求者の夫と連番で払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年5月頃に、請求者の夫に係る加入手続と共に行われたものと推認できる。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、B市において、当該期間に払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）及びB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和48年4月1日付けで、強制加入被保険者として国民年金に加入しており、同日前に国民年金被保険者記録は見当たらないことから、請求期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者は、結婚した昭和38年10月当時、夫がサラリーマンだったので国民年金に任意加入した旨陳述しているが、請求者の夫に係るオンライン記録によると、同者は、昭和33年10月18日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、昭和39年8月1日付けで同資格を再取得しており、当該喪失日から当該再取得日前日までの期間において年金制度に未加入となっていることから、請求者は、昭和38年当時において国民年金の任意加入の対象者ではない。

請求期間②から⑥までについて、請求者は、「夫が集金人に又はB市役所において、夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付してくれていた。」旨主張している。

しかしながら、請求者の夫に係るオンライン記録によると、請求期間②から⑥までの各期間と同じ期間について、いずれも国民年金保険料が未納となっていることに加え、請求者及びその夫の特殊台帳を見ると、保険料に関する記録欄に、社会保険事務所（当時）が、昭和52年度に過年度の未納保険料に係る催告を行ったことを示す「52催」のゴム印が押されており、このほかにも「54催」及び「55催」のゴム印が押されていることから、当該期間において、請求者及びその夫の国民年金保険料は必ずしも各年度内に納付されていなかったことがうかがえる。

また、請求者の夫が、社会保険事務所の催告を受けて、過年度保険料を納付したか否かについて、請求者は、「夫は、集金人に又はB市役所において、国民年金保険料を納付していた。」旨陳述しているところ、B市は、「集金人及び当市役所は、過年度保険料の収納を行っていなかった。」旨回答している。

さらに、請求者の請求期間②から⑥までに係る国民年金保険料を納付したとされる請求者の夫は既に亡くなっていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況の詳細は不明である。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間②を含む昭和49年度の納付済月数は6か月と印字され、請求期間③である昭和51年度、請求期間④である昭和53年度から昭和56年度、請求期間⑤である昭和58年度及び請求期間⑥を含む昭和60年度について、国民年金保険料が納付されたことを示す記載は無く、これらの記録は、請求者に係る特殊台帳及びオンライン記録と符合している。

請求期間①から⑥までについて、6期間で合計193か月であり、これほどの長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者及びその夫が請求期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600634号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700013号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年10月まで

請求期間について、第3号被保険者期間と記録されているが、私は、当時、第3号被保険者であることを知らずに、当該期間前後の期間と同様に、A県B市から送付されてきた納付書により、銀行又は郵便局等の窓口で国民年金保険料を納付していた。

また、60歳到達時に社会保険事務所(当時)から送付された「国民年金についてのお知らせ」(以下「60歳到達時通知」という。)には、納付月数が312月と記されており、私が実際に国民年金保険料を納付した月数と一致しているので、調査の上、請求期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和53年9月21日付けで国民年金の任意加入被保険者となり、その後、昭和61年4月の制度改正に伴い、同年4月1日付けで第3号被保険者となっており、請求期間については第3号被保険者期間であることが確認できる。請求者は、「請求期間について、第3号被保険者ということを知らずに、B市から送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付した。」旨主張している。

しかしながら、前述の制度改正に関する社会保険庁(当時)の通知によると、昭和60年8月31日現在の国民年金の任意加入被保険者に対し、同庁から「国民年金任意加入被保険者現況届書」(以下「現況届書」という。)の用紙及びパンフレットを送付し、このうち厚生年金保険等の被保険者の被扶養配偶者に該当する者について、昭和61年1月31日(以下「期日」という。)までに市町村長に届出を行うよう周知する旨通知されており、B市の広報誌(昭和60年12月15日号)には、当該制度改正の要旨とともに、期日までに現況届書を同市に提出するよう促す記事が掲載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の昭和61年4月1日付け第3号被保険者資格取得の入力処理は、同年4月23日に行われているところ、日本年金機構C事務センターは、「第3号被保険者資格取得の入力処理日からみて、期日までに現況届書の提出があったものと考えられる。」旨回答していることから判断すると、B市が昭和61年度の国民年金保険料の納付書を送付する前に、請求者から現況届書が提出されたものと考えられる。

以上のことから、B市が請求者に対し、国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者期間である請求期間の国民年金保険料の納付書を作成し、送付したとは考え難い。

また、仮に請求期間の国民年金保険料が納付された場合、第3号被保険者期間との重複により過誤納付となり、当該国民年金保険料が還付される。日本年金機構C事務センターは、「昭和61年度から平成元年度までの還付整理簿を保管しているが、請求者に係る還付記録は

無い。」旨回答しており、オンライン記録にも、請求期間の国民年金保険料に係る過誤納記録は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年頃に B 市において国民年金に加入している被保険者のうち、請求者と同様に、昭和 61 年 4 月 1 日付けで任意加入被保険者から第 3 号被保険者へ移行している同市在住の被保険者 100 人のオンライン記録を確認したところ、第 3 号被保険者資格取得の入力処理日が、請求者と同日の同年 4 月 23 日となっている被保険者 85 人に、昭和 61 年度の国民年金保険料に係る過誤納記録は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、「60 歳到達時通知に記されている納付月数（312 月）が、私が実際に国民年金保険料を納付した月数だと思っている。」旨主張しているが、日本年金機構 C 事務センターは、60 歳到達時通知に記された納付月数について、「第 3 号被保険者期間も含まれている。」旨回答しており、オンライン記録によると、国民年金保険料の納付を要しない第 3 号被保険者期間を含めた請求者の納付月数は、当該 60 歳到達時通知に記された納付月数と一致している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600728号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年3月30日から昭和54年4月4日まで

厚生年金保険の記録では、大学新卒者として採用されたA社における請求期間の標準報酬月額が最高額で11万8,000円となっている。

しかし、A社における請求期間当時の給与額は大学にきていた求人の中でひとときわ高く、実際の給与額は25万円程度であり、保険料等を控除した差引支給額は20万円を下回ることがなかったため、同社における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社におけるオンライン記録の標準報酬月額が、当時の給与額と異なり低い額になっている旨主張している。

しかしながら、オンライン記録におけるA社の請求者に係る標準報酬月額は、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得時に係る記録簿の請求者に係る標準報酬月額及び企業年金連合会から提出されたB厚生年金基金の請求者に係る中脱記録の報酬給与額とそれぞれ一致している。

また、A社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日が請求者と同じであり、かつ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が請求者と連番である279人の被保険者のうち、生年月日等から、大学新卒採用と考えられる男性154人(請求者を含む。)について、オンライン記録により、各人の請求期間における標準報酬月額の推移を確認したところ、当該期間における最高額は14万2,000円であり、請求者が主張する標準報酬月額の者は見当たらない上、当該期間中の各年の定時決定時期における請求者の標準報酬月額は、当該154人のうち、同時期に被保険者である者の最も人数が多い標準報酬月額と同額である。

さらに、前述の154人のうち、請求期間における標準報酬月額が請求者と同額で推移している17人に事情照会し、請求者と同様に大学新卒の営業職の正社員であったとする7人から回答を得たところ、複数の者が、「初任給は8万3,000円程度又は10万円程度。」、「請求期間当時の給与額は10万円から13万円程度。」、「他社と比べて初任給が高いということはない。」、「旨回答又は陳述しており、初任給又は請求期間の給与額が25万円程度であったと回答する者はおらず、これらの者から、請求者の主張を裏付ける回答は得られない。

加えて、A社は、「請求期間当時の給与額等を確認できる資料は無く、請求どおりの保険料控除を行ったか否かは不明である。」旨回答している上、前述の回答のあった7人はいずれも、請求期間当時の給与明細書等の関連資料を保管していない旨回答しており、事業所及び同僚の資料から、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除の状況を確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600840号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年5月1日から平成20年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されているので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直しを希望する。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。したがって、同法に基づき請求期間に係る標準報酬月額を認定するに当たっては、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが必要となる。

しかし、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳に記載されている給与入金額及び平成18年度市民税・府民税特別徴収税額の通知書に記載されている給与収入額によると、請求者の請求期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることがうかがえるものの、前述の税額通知書に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料と当該税額通知書に記載されている給与収入額に見合う雇用保険料との合計額(年額)とおおむね一致していることから、請求者の平成17年に係る各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることがうかがえない。

また、A社の複数の元従業員の請求期間に係る各人の給与明細書を見ると、各人のいずれの月の給与明細書においても、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同じ額又は低い額である。

さらに、A社は破産手続が終了しており、同社の元事業主二人のうち一人は回答がなく、別の一人は、「A社に係る資料は全て廃棄済みである。」旨回答している上、同社と顧問契約をしていた社会保険労務士、同社の元破産管財人及び請求者の請求期間における住所地のB市は、「請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料を保管していない。」旨回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業所等から確認することができない。

加えて、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)によると、請求者の請求期間に係る報酬給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、C健康保険組合の回

答によると、請求期間のうち、A社が同健康保険組合に編入した平成19年10月1日以降の期間に係る標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600830号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月1日から平成8年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が18万円のままとされている。当該期間においては、業務災害により就労していなかったが、毎年、昇給していたので、当該標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が、「請求期間は、業務災害により未就労であったが、その支給額は、毎年、昇給しており、オンライン記録の標準報酬月額より高かった。」旨主張し、A社発行のものとする「労災休業補償」と題された書面(以下「労災休業補償名の書面」という。)を提出しているところ、同社の回答及び元従業員の陳述等により、労災休業補償名の書面は真正なものと考えられる上、労災休業補償名の書面等において確認又は推認できる請求期間の支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額である。

しかしながら、A社及び同社の担当者は、「請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届の控えを保管していない。」、「B健康保険組合に照会したところ、同組合には、平成7年10月1日以降の記録が残っており、標準報酬月額18万円とする届出がされていた。健康保険と厚生年金保険は同じ額で届出する運用になっていたため、当時、請求者の主張どおりの届出は行っていない。」旨回答及び陳述している。

また、A社が加入するC企業年金基金から提出された請求者に係る加入者台帳によると、請求者の請求期間における標準給与は18万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、請求者及びその配偶者は、「請求期間当時、労働者災害補償保険法による休業補償給付を受けていたが、直接受け取ることはなく、会社が当該給付を受け取っていたため、会社からは労災休業補償名の書面のとおり昇給した支給額の満額が支払われていた。」旨陳述しているところ、請求者から提出された平成2年3月27日付け傷病補償年金不支給決定通知及び平成8年6月30日支給事由発生に係る障害補償一時金支給決定通知により、請求者は請求期間において労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給されていたと推認できる上、A社が「請求期間当時、被災労働者へ立替金を支払い、休業補償給付が労働基準監督署から会社指定口座に入金される受任者払い制度の適用を受けて運用していたと推測される。」旨、日本年金機構D事務センターが「労働者災害補償保険法による休業補償給付の立替分は、労働の対価ではなく、厚生年金保険法第3条第1項3号に定める報酬に当たらない。給与規定等に基づき、給与と休業補償給付との差額を補填した場合、その補填分は報酬に当たらないが、当該補填分のみを報酬として定時決定を行うのは著しく不当であるため、昭和36年1月26日保発第4号の通

達等により、従前の標準報酬月額にて保険者決定する。」旨それぞれ回答していることを踏まえると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の算定の基礎となる期間において、休業補償給付を受けていたと推認できる請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、労災休業補償名の書面に記載されている支給額によって算定されるのではなく、請求者が休業補償給付を受ける以前の標準報酬月額（18万円）をもって保険者決定されたものと考えられることから、不自然なものではない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正を行うためには、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となるところ、請求期間については、請求者から提出された労災休業補償名の書面により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。